

請願番号	請願第39号	受理年月日	平成22年9月3日
請願の件名	<p>司法修習生給費制存続の意見書提出を求める請願</p> <p>(請願の要旨) 次の内容の意見書を、地方自治法第99条に基づいて、国に提出していただきますよう請願致します。</p> <p>一意見内容開始 平成16年12月の裁判所法の一部改正により、本年11月1日から、国庫から国が司法修習生に対して給与を支給する制度(給費制)が廃止され、修習資金を貸与する制度へと移行することが予定されている。</p> <p>しかしながら、将来、裁判官、検察官、弁護士となって、日本の司法を担う法曹の養成は、本来、国の責任であり、その証左に、司法修習生の給費制は、終戦直後の最も厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきた。しかるに現在、司法修習生は、重い経済的負担と、就職難という状況下におかれており、このような状況下で給費制が廃止されれば、まさに、同法の改正に際して国会附帯決議が指摘した、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招きかねない。</p> <p>殊に、宮崎県には法科大学院がなく、宮崎県民が法曹を目指すならば、県外に出て、学費以外の生活費を負担しなければならないのであり、貸与制は地方出身者の法曹への門戸を狭めてしまう制度となってしまう。</p> <p>よって、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続させるよう強く要請する。</p> <p>一意見内容終了</p> <p>提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣</p> <p>(請願の理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法曹を担う裁判官・検察官・弁護士になるには、司法試験に合格しなければなりません。司法試験合格後、全国各地で1年間の修習生活があり、その間に、弁護士になるか、裁判官になるか、検察官になるかを決めていきます。この1年間の身分を司法修習生といいます。 2 司法修習生に対して、本年10月末までは給与が支給されます。しかし、本年11月1日からは、改正裁判所法が施行され、給与が支給されず、生活費を貸すという制度に変わることになっています。 給費制廃止となれば、経済的な余裕のない人は、法曹になることが困難あるいは不可能になってしまいます。これを阻止するには、法改正が必要です。 3 現在の司法修習生の生活実態は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 全国では、半数を超える修習生に借金があり、その中には、1,000万円を超える借金を抱えている者もいます。 ① 宮崎にいる修習生も同様の実態があります。 4 この問題は、全国的にも関心が高まっています。 ロースクールのない宮崎県の法曹志望者の若者にとっては、他の都道府県で学費以外の生活費を支出することを余儀なくされることもあり、殊に切実なものです。給費制の廃止は、地方市民の法曹への門戸を狭くすることになるのです。 5 給費制を維持するために、国民の理解が得られなければなりません。そこで、当会は、宮崎県の市民に、上記問題点を広く 		

知ってもらおうべく、本年7月23日正午から1時間、デパート前（山形屋とボンベルタの前）で街頭署名活動を行い、また、8月22日午後2時から、宮崎市中央公民館で市民集会を開き、市民の理解が得られるように努めてきました。

6 司法修習生に給与を支給すべき根本的理由は、裁判官や検察官だけでなく、弁護士も公益的職責を負っていることにあります。弁護士は、人権救済申立には無償で調査にあたり、また国選弁護も担っています。通常報酬を得て行う通常弁護士業務においても、権利の具体的実現、権力のチェック、司法制度に対する国民の信頼の維持など、公共的価値を実現しているのです。このような公共的役割を担う人材を育てることは国の責務であり、給費制を維持すべきです。

そして、本年7月29日の院内集会でも多くの宮崎選出の国会議員（代理含む）に出席いただき、宮崎での市民集会にも宮崎選出の全議員（代理含む）にこの問題への支持のご挨拶・メッセージをいただき、貸与制移行が地方に与える影響について、国会議員にも理解が浸透してきており、法改正に向けた国会内外の機運は高まっていると思われま。

7 この問題は、本年11月1日の施行を前に、この臨時国会で必ず法改正を実現しなければならないという緊急課題です。しかし、予算を伴う法改正であって、まだまださまざまなハードルがあり、予断を許さない状況です。そして、先に述べたように、宮崎出身者の法曹への道を閉ざすことにつながる貸与制移行は宮崎県にとって重大な問題であることを考慮すると、施行日までの法改正を、宮崎の地から強力に後押しする必要があります。

8 そこで、宮崎県議会に、この請願をする次第です。

紹介議員

星原 透
十屋 幸平
田口 雄二
濱砂 守
新見 昌安
満行 潤一
前屋敷 恵美
坂口 博美
武井 俊輔

摘要